会員各位

(公社)愛媛県紙パルプ工業会

資源循環事業の募集について

拝啓 陽春の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、当会の事業 運営にあたり格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

ご高承のとおり、資源循環促進税(産廃税)が平成19年度より導入されており、愛媛県では、その税収を活用し紙産業資源循環促進支援事業として補助いただいております。

平成24年度より、当会会員企業等が取り組む紙産業から排出される製紙スラッジ等産業 廃棄物の発生抑制等の研究開発及びそれを踏まえた設備整備に加えて、研究開発を伴わな い新たな技術や設備の導入に対しても補助をおこなうこととなっております。

つきましては、関係資料ご一読の上、下記要領にて、提案くださいますようご案内申し上げます。 敬 具

記

- 1 事業名 令和2年度資源循環事業(実施要領を確認下さい)
- 2 提 案 資源循環事業計画書及び収支予算書に記載下さい。 ワードデータを当会ホームページよりダウンロード下さい。

http://www.e-kami.or.jp

- 3 期 限 令和2年4月15日(水)
- 4 提出先 愛媛県紙パルプ工業会事務局(担当:森川・石川)

TEL 0896-58-2055 FAX 0896-58-6240

e-mail info@e-kami.or.jp

- 5 審 査 会員事業所から提案のあった事業について、審査会で決定いたしま す。
- 6 公 表 事業終了後、概要(400 字程度)を当会及び愛媛県のホームページ で公表させていただきます。
- 7 その他 実施要領等については、変更される場合がありますので、ご了承く ださい。ご質問等ありましたら何なりと連絡下さい。

以上

令和2年度紙産業資源循環促進支援事業実施要領(案)

第1 目的

愛媛エコタウンプランの中核事業に位置付けた「紙のまちエコタウン」の具体化に向け、公益 社団法人愛媛県紙パルプ工業会(以下「工業会」という。)が中心となって取り組む製紙スラッ ジ焼却灰のゼロエミションを推進するために実施する資源循環事業(以下「工業会事業」という。) に必要な経費の一部を助成し、紙産業から排出される産業廃棄物の発生抑制、減量化及び有効利 用を促進する。

第2 事業主体

事業主体は、工業会とする。

第3 工業会事業の内容

工業会が実施する事業内容は、次のとおりとする。

- 1 会員等への助成事業
- (1) 事業名

令和2年度資源循環促進支援事業

- (2) 補助対象者
 - 工業会会員企業等
- (3) 補助対象事業
 - ①工業会会員企業等が行う紙産業から排出される製紙スラッジ等産業廃棄物の発生抑制 や減量化・有効利用を促進するための研究・開発及びそれを踏まえた設備整備事業(以 下、「研究・開発等事業」という。)
 - ②工業会会員企業等が行う紙産業から排出される製紙スラッジ等産業廃棄物の発生抑制、 減量化が図られることの有効性が他の研究・開発等によって発表、公開されている新た な技術や設備の導入事業(以下、「技術・設備導入事業」という。)
- (4)補助対象経費
- ① 研究·開発等事業

⊢ ∧	# -	حلم يلم	
区分	費目	内容	
研究設備等経費	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費	
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要す	
		る経費	
	機械装置、工具	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用	
	器具費	又は修繕に要する経費	
	設計・調査費	設計及び調査に要する経費	
	工事費	工事に要する経費	
研究開発等経費	外注加工費	外注加工に要する経費	
	技術指導受入費	技術指導の受入れに要する経費	
	委託費	研究・開発の委託に要する経費	
	人件費	研究・開発に関与する者の直接作業時間に対する人件費(た	
		だし、1人当たり月額30万円以内を限度とする。)	
その他の経費		その他知事が必要と認める経費	

② 技術·設備導入事業

区分	費目	内 容
技術・設備導入経	設計・調査費	設計及び調査に要する経費
費	機械装置費	機械装置等の購入、製造、改良、据付け又は修繕に要する
		経費
	技術・設備導入費	技術、設備の導入に要する経費
	工事費	工事に要する経費
その他の経費		その他知事が必要と認める経費

(注) 補助対象経費については、他の団体等から補助を受けている場合は、他団体の補助事業の補助対象経費は対象外とする。また、当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を含めない。

(5) 補助率

区 分	補助対象事業	補助率
工業会会員が大企業者(中小企業 基本法(昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する者以外の 者をいう。ただし、製紙スラッジ を自ら焼却していない者は除く。) である場合	①研究・開発等事業	補助対象経費の2分の1 以内とする。ただし、特に3Rの推進に資すると 工業会が設置する事業審 査会が認める事業につい ては、補助対象経費の4 分の3以内とすることが できる。
	②技術・設備導入事業	補助対象経費の3分の1 以内とする。
工業会会員が中小企業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する	①研究・開発等事業	補助対象経費の4分の3 以内とする。
者をいう。ただし、製紙スラッジ を自ら焼却していない者は、中小 企業者とみなす。)である場合	②技術・設備導入事業	補助対象経費の3分の1 以内とする。

(6) 補助期間

補助期間は、原則として一会計年度内とする。

(7)補助対象事業の募集及び採択

工業会が工業会会員企業等から募集し、工業会が設置する事業審査会において審議し、採択する。

2 工業会が行う調査研究事業

製紙スラッジ焼却灰の発生抑制や有効利用を促進するための調査研究等を実施する。

(1) 事業名

令和2年度資源循環技術等調査研究事業

(2) 事業内容

紙産業から排出される製紙スラッジ等産業廃棄物の発生抑制や減量化・有効利用を促進するための技術開発等の調査研究事業

[調查研究項目例]

- ①工業会に「事業検討会」を設置し、製紙スラッジ焼却灰の新たな有効活用策やリサイクル製品等の販売促進方策の検討
- ②製紙事業所の廃棄物処理実態調査
- ③製紙スラッジ及び焼却灰の組成分析
- ④その他製紙事業所のゼロエミションの方策の検討

第4 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が定める。